

日の出町放置果樹伐採等補助金交付要綱

令和7年12月12日
告示第142号

(目的)

第1条 この要綱は、人の生活圏へのクマの誘引を減らし、クマによる人身被害等の防止を図るため、クマの誘因物となる管理されていない果樹等（以下「放置果樹」という。）の伐採及び枝打ち等に要する経費の一部を補助するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、町内に放置果樹等を所有する者。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、クマの餌となる実を結ぶ樹木の伐採や枝打ち等をするにあたり、町内に事務所や事業所を有する事業者に委託するもの。ただし、営利目的に植え付けられた樹木は対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、伐採や枝打ち等に要した費用の2分の1の額（1千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）で、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を着手する前に、日の出町放置果樹伐採等補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助にあたり決定し、日の出町放置果樹伐採等補助金交付決定通知書（様式第2号）又は日の出町放置果樹伐採等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容の変更又は中止をしようとするときは、日の出町放置果樹伐採等補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添付し町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け、その内容の変更又は中止を承認したときは、日の出町放置果樹伐採等補助金変更（中止）承認書（様式第5号）により補助対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後、速やかに日の出町放置果樹伐採等補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 町長は、前条の規定により実績報告が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日の出町放置果樹伐採等補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により補助対象者に通知する。

（補助金の支払）

第 10 条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに日の出町放置果樹伐採等補助金支払請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

（その他必要な事項）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、日の出町補助金等交付規則（昭和 54 年日の出町規則第 3 号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（検証）

2 この要綱の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3 年後を基準として、補助金についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。